

駐車場の貸付けに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、水道局（以下「局」という。）が所有する月極駐車場（以下「駐車場」という。）の運営について必要な事項を定めるため制定する。

(適用)

第2条 この要綱が適用される駐車場は次のとおりとし、駐車場の財産区分については、すべて普通財産とする。

名称	住所	駐車台数
俵町駐車場	佐世保市俵町 338 番 2	18 台

(駐車車両)

第3条 前条の駐車場に駐車させることができる車両は、次のとおりとする。

- (1) 長さ 4.7m以下、幅 1.7m以下、高さ 2.0m以下の自動車
- (2) 前号以外の車両で、佐世保市水道事業及び下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特に認めたもの。

(賃貸借の手続き)

第4条 貸付けに必要な手続きは、次のとおりとする。

- (1) 利用希望者からの普通財産借受申請書（以下「借受申請書」という。）の提出
- (2) 保証金の納付
- (3) 駐車場賃貸借契約（以下「賃貸借契約」という。）の締結

(賃貸借期間)

第5条 賃貸借期間は、3年以内とする。

- 2 借受申請書の提出が年度の中途である場合の賃貸借期間については、その開始日から2年経過日以後の最初の3月31日までの期間とする。
- 3 賃貸借期間満了日の30日前までに、利用者から普通財産継続借受申請書（以下「継続申請書」という。）が提出された場合は、賃貸借契約を更新することができる。

(賃貸借料)

第6条 賃貸借料（消費税及び地方消費税を含む）は次のとおりとする。

名称	賃貸借料（月額）
俵町駐車場	7,100 円

- 2 賃貸借料について、経済情勢の変動等により適正を欠くと認められるときは、賃貸借契約期間中であってもこれを改定することができる。
- 3 前項の規定により、賃貸借料を改定する場合は、利用者に対して、3ヶ月前までに通知しなければならない。
- 4 月の中途に賃貸借契約を開始した場合は、日割計算とする。なお、この計算において、1円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨て、10円未満の端数が生じた場合は、その端数を10円に切り上げるものとする。

(保証金)

第7条 保証金として、賃貸借料の2ヶ月相当分を徴収する。ただし、平成20年度以前から継続して契約しており、かつ、滞納がない者については、保証金を免除することができる。

- 2 保証金は、賃貸借料等駐車場の使用により発生した債務（以下「賃貸借料等の債務」という。）を、利用者が履行しない場合に、これに充当することができる。
- 3 保証金について、賃貸借契約終了時に返還すべき額がある場合は、利用者からの保証金返還請求書（以下「返還請求書」という。）に基づき、局は速やかに返還しなければならない。

(納付の方法)

第8条 賃貸借料の納付については、局が発行する納入通知書により、毎月1回、その月の20日（20日が土日祝日の場合はその次の金融機関営業日）までに納付させるものとする。

- 2 保証金の納付については、局が発行する納入通知書により、借受申請書提出日から起算して14日以内（期限日が土日祝日の場合はその次の金融機関営業日）に、一括して納付させるものとする。

(維持管理等)

第9条 利用者は、駐車場の場所等を賃貸借契約時に確認するとともに、賃貸借契約締結後は善良なる管理者の注意を持って、維持管理に努めなければならない。

- 2 利用者は、駐車場の形状に変更を加えてはならない。
- 3 局は、駐車場の補修その他必要があると認められるときは、駐車場の全部又は一部の使用の制限、もしくは駐車位置の変更等を行うことができる。
- 4 前項の使用の制限等を行う場合は、利用者に対して、1ヶ月前までに通知しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

(転貸等の禁止)

第10条 利用者は、駐車場を他人に転貸し、担保の目的に供し、賃借にかかる権利を譲渡する等、賃貸借契約の趣旨に反する行為をしてはならない。

(契約の解除)

第11条 局は、次の場合に賃貸借契約を解除できるものとする。

- (1) 利用者が賃貸借料を滞納したとき。
- (2) 利用者が賃貸借契約の規定に違反したとき。
- (3) 駐車場を公用もしくは公共の用に供するとき。
- (4) 駐車場を水道事業及び下水道事業の用に供するとき。
- (5) 利用者から普通財産賃貸借契約解除申出書（以下「解除申出書」という。）が提出されたとき。
- (6) 利用者が次のいずれかに該当するとき。

イ 利用者が佐世保市暴力団排除条例（平成24年条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 利用者が、自己の利益若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 利用者が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 利用者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 前項第3号及び第4号の規定により解除する場合は、局は利用者に対し、3ヶ月前までに通知しなければならない。

3 第1項の規定により解除する場合で、一月未満の賃貸借料が発生した場合は、日割計算とする。なお、この計算において、1円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨て、10円未満の端数が生じた場合は、その端数を10円に切り上げるものとする。

(損害の責任)

第12条 利用者が、天変地異による損害、第三者の事故等による損害、並びに前条第1項の契約解除による損害等駐車場の使用に際して損害を受けても、局はその賠償の責めを負わない。

2 利用者は、駐車場の使用に起因して、局又は第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責めを負う。

(滞納の処理)

第13条 利用者が、賃貸借料等の債務を履行しない場合で、保証金を納めている者に対しては、局は次の方法により滞納の処理を行うものとする。

(1) 督促状の送付

(2) 保証金の充当

2 賃貸借料等の債務を履行しない場合で、保証金を免除されている者に対しては、局は次の方法により滞納の処理を行うものとする。

(1) 督促状の送付

(2) 裁判所への支払督促等の申立て

3 前2項の処理を行うにあたり、督促納付の期限を定める場合は、発送日から起算して7日以上経過した日を指定期限とする。

(保管場所使用承諾証明書)

第14条 利用者が車庫証明を必要とする場合、局は保管場所使用承諾証明書(以下「証明書」という。)を交付することができる。

2 前項の証明書を交付するにあたり、局は証明手数料として300円を徴収する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

普通財産借受申請書

.....年.....月.....日

佐世保市水道事業及び下水道事業管理者 様

(申請人) 住 所

氏 名

印.....

連絡先

下記のとおり、水道局が所有する月極駐車場を借り受けたいので申請いたします。

記

1 駐車場所 佐世保市.....町.....番..... (.....駐車場.....番)

2 目 的 車両駐車のため
(車両車種・ナンバー

3 期 間年.....月.....日から年.....月.....日まで

4 駐車料金 ご指定のとおり

5 その他 車庫証明に必要な「保管場所使用承諾証明書」の交付を
 希望する 希望しない

6 誓 約 事 項

- ①私は、「佐世保市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）」（以下「暴力団排除条例」という。）に規定された暴力団又は暴力団員ではありません。
- ②私は、暴力団排除条例に規定された暴力団又は暴力団員と以下の関係を有する者ではありません。
- (1)正当な理由がなく暴力団の活動又は暴力団の活動を助長する活動に参加し、関与し、又は協力した者
 - (2)暴力団員が役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第15号ロに規定する役員をいう。）となっている事業者又は暴力団員により実質的にその運営を支配されている事業者
 - (3)自己若しくは特定の者の利益を図る目的又は特定の者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力を利用した者
 - (4)法令上の義務としてする場合、情を知らないでする場合その他の正当な理由がある場合を除き、暴力団又は暴力団員に対して金品その他の財産上の利益を供与した者
 - (5)暴力団と友人又は知人として会食、遊戯、旅行、スポーツその他の行為を共にする等社会的に非難される関係を有し、又は有していた者
 - (6)その他暴力団関係者であるとして、警察等捜査機関から通報があった者、若しくは警察等捜査機関が確認した者
- ③私は、市有財産を暴力団排除条例に規定された暴力団若しくは暴力団員又は暴力団が指定する者の活動に使用させません。
- ④私は、市有財産を借り受けるにあたり、市から提示された条件を遵守します。

以 上

普通財産継続借受申請書

.....年.....月.....日

佐世保市水道事業及び下水道事業管理者 様

(申請人) 住 所

氏 名 印.....

連絡先

下記のとおり、水道局が所有する月極駐車場を継続して借り受けたいので申請いたします。

記

1 駐車場所 佐世保市.....町.....番..... (.....駐車場.....番)

2 目 的 車両駐車のため
(車両車種・ナンバー))

3 期 間年.....月.....日から年.....月.....日まで

4 駐車料金 ご指定のとおり

5 そ の 他 車庫証明に必要な「保管場所使用承諾証明書」の交付を
 希望する 希望しない

6 誓 約 事 項

- ①私は、「佐世保市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）」（以下「暴力団排除条例」という。）に規定された暴力団又は暴力団員ではありません。
- ②私は、暴力団排除条例に規定された暴力団又は暴力団員と以下の関係を有する者ではありません。
- (1)正当な理由がなく暴力団の活動又は暴力団の活動を助長する活動に参加し、関与し、又は協力した者
 - (2)暴力団員が役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第15号ロに規定する役員をいう。）となっている事業者又は暴力団員により実質的にその運営を支配されている事業者
 - (3)自己若しくは特定の者の利益を図る目的又は特定の者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力を利用した者
 - (4)法令上の義務としてする場合、情を知らないでする場合その他の正当な理由がある場合を除き、暴力団又は暴力団員に対して金品その他の財産上の利益を供与した者
 - (5)暴力団と友人又は知人として会食、遊戯、旅行、スポーツその他の行為を共にする等社会的に非難される関係を有し、又は有していた者
 - (6)その他暴力団関係者であるとして、警察等捜査機関から通報があった者、若しくは警察等捜査機関が確認した者
- ③私は、市有財産を暴力団排除条例に規定された暴力団若しくは暴力団員又は暴力団が指定する者の活動に使用させません。
- ④私は、市有財産を借り受けるにあたり、市から提示された条件を遵守します。

以 上

様式 3(第 7 条関係)

保証金返還請求書

佐世保市水道事業及び下水道事業管理者 様

金.....円

.....駐車場を借り受けるにあたり、保証金として納付した上記金額について、返還いただきますよう請求いたします。

.....年.....月.....日

住 所

氏 名印

振 込 口 座			
金融機関名		支店名	本店 ・ 支店
口座種別	普通 ・ 当座	口座番号	
(ふりがな)			
口座名義人			

※振り込み口座は、請求者ご本人の口座に限ります。

※振り込み先は、銀行以外の金融機関（農協、信用組合等）でも可能です。

..... 以下、水道局記載欄

(<input type="checkbox"/> 水道・ <input type="checkbox"/> 下水道) 事業会計							
款	流動負債	項	その他流動負債	目	その他預り金	節	
調定年月日	調定No.	返還金額	返還理由		収納年月日		
.....		円				

様式 4 (第 11 条関係)

普通財産賃貸借契約解除申出書

.....年.....月.....日

佐世保市水道事業及び下水道事業管理者 様

(申出人) 住 所

氏 名

印

連絡先

.....年.....月.....日付で賃貸借契約を取り交わした下記月極駐車場について、下記のとおり変更し、契約を途中で解除したいので申し出いたします。

記

1 駐車場所 佐世保市.....町.....番..... (.....駐車場.....番)

2 期 間 「.....年.....月.....日から.....年.....月.....日まで」を
「.....年.....月.....日から.....年.....月.....日まで」に変更

以 上